様式第2号(第15条の3)

住居届

(　　　　年　　月　　日提出)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 宇美町長(管理者)殿 | 勤務官署名 |  | 主な届出の理由□　新規□　転居 | □ | 住宅の所有留保の変更 |
| □　支給要件の喪失 |
| 官職 |  | 氏名 |  | □ | 契約関係の変更(契約の更新を含む。) | □　その他(　　　　　　　)年 　　月 　　日 |
| □　家賃の額の改定上記事実の発生年月日 |
| 　人事院規則9―54(住居手当)第6条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。(契約書等証明書類　　通添付) |
| 借家・借間(給与法第十一条の七第 | 契約年月日 | 年　　　　月　　　　日 | 契約期間 | 年　　　月　　　日から年　　　月　　　日まで |
| 住宅の所在地 |  | 住宅への入居日 | 年 　　月 　　日 |
| 住宅の種類 | □借家　　□借間　　□まかない付下宿 | 住宅の契約面積 | ㎡ |
| 住宅の所有者 | 続柄 (　　　) | 住所 |  |
| 住宅の貸主 | 続柄 (　　　) | 住所 |  |
| 住宅の名義上の借主 | 　　　　　　　　　氏名□本人　□扶養親族(　　　　　　　)　共同名義人が | □いる　氏名□いない | 続柄(　　)　(　　)　(　　)　 |
| 一項第一号) | 家賃等 | 月額　　　　　　　　　円(　　　　年　　 月　　 日から) | 左記家賃等には□電気・ガス又は水道の料金が含まれている。 　(光熱費込みの下宿代)□食費等が含まれている。(まかない付下宿代) |
| 自宅(給与法第十一条の七第一項第二号) | 住宅の所在地 |  | 住宅への入居日 | 年　　　月　　　日 |
| 住宅の所有関係 | 所有権のある住宅 | 　　　　　　本人の　　職員である　　職員である配偶者□本人　□　　　　　□　　　　　　□　　　　　　扶養家族　　配偶者　の扶養親族 | 所有権の保存又は移転の登記年月日　　　　　　(　　　年　　月　　日) |
| □一親等の血族又は姻族(上欄に掲げる者と共有しているときに限り記入) |
| その他の住宅 | 所有権の留保されている住宅 | 　　　　　　本人の　　職員である　　職員である配偶者□本人　□　　　　　□　　　　　　□　　　　　　扶養家族　　配偶者　の扶養親族 | 名義上の所有権　　　　(　　　　　　　　　) |
| □一親等の血族又は姻族(上欄に掲げる者と共有しているときに限り記入) |
| 譲渡担保の目的となつている住宅 | 　　　　　　本人の　　職員である　　職員である配偶者□本人　□　　　　　□　　　　　　□　　　　　　扶養家族　　配偶者　の扶養親族 | 名義上の所有権　　　　(　　　　　　　　　) |
| □一親等の血族又は姻族(上欄に掲げる者と共有していたときに限り記入) |
| 住宅の取得理由 | □新築した　　□相続した　　□その他の取得理由□購入した　　□贈与された |
|  | 住宅の新築又は購入がなされた日　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 同居者 | □配偶者　　□一親等の血族又は姻族　　□その他 |
| 世帯主氏名(主たる生計維持者)　　　　　　　　　　　 |  |
| □借家・借間□自宅(□給与法第11の7第2項第2号の新築又は購入に係る住宅(5年を経過する日：　　　　年　月　日))　　　　　　　 □確認する。　上記のとおり　　　　　　　 □確認し、人事院規則9―54第8条に規定する家賃の額に相当する額は　　　　円であると算定する。　　　　　　年　　月　　日　　官職 |
| 氏名　　　　　　　　　  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 備考 |
|  |
|  |
|  |
|  |
| (「記入上の注意」は裏面にあるので参照のこと。) |

記入上の注意

　1　「主な届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一つについてレ印を付するものとする。

　2　「家賃等」欄には、権利金・敷金・食費・電気代・ガス代・水道代・公益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合、(例：光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費・食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。

　3　「住宅の所有関係」欄には、当該住宅について共有関係にある同欄に掲げる者のすべてにレ印を付し、「その他の住宅」欄には、当該住宅の購入者等についてこれに準じてレ印を付するものとする。